

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令 新旧対照表  
○電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）

(傍線部は改正部分)

改正案	現行
<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 第1～第25（略）</p> <p><u>第26 遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li><u>1 移動範囲については、全海域とすること。</u></li><li><u>2 工事設計については、原則として適合表示無線設備を使用するものであること（適合表示無線設備でない場合は、設備規則第45条の3の3の3により審査する。）。</u></li><li><u>3 筐体は水密の構造を有していること。</u></li><li><u>4 電池の容量は、当該送信設備を連続して24時間以上動作させることができるものであること。また、電池を装置してから1年が経過した後においても同様であること。</u></li><li><u>5 申請時にビーコンコード及び識別番号（15HEXコード）を示す資料が提出されていること。</u></li></ol>	<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 第1～第25（略）</p>

附 則

この訓令は、平成 年 月 日から施行する。